建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料

令和6年4月1日施行

(1)【適合性判定手数料】

単位:円(消費税含む)

非住宅建築物			
評価方法	面積	用途	
		工場等※1	工場等以外※2
モデル建物法	300㎡以上 ~ 1,000㎡未満	60,000	83,000
	1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	84,000	131,000
	2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	94,000	223,000
	5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	108,000	257,000
	10,000㎡以上 ~ 25,000㎡未満	132,000	335,000
	25,000㎡以上 ~ 50,000㎡未満	168,000	409,000
	50,000㎡以上 ~	別途見積	別途見積
標準入力法	300㎡以上 ~ 1,000㎡未満	131,000	164,000
	1,000㎡以上 ~ 2,000㎡未満	178,000	313,000
	2,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	240,000	424,000
	5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	326,000	580,000
	10,000㎡以上 ~ 25,000㎡未満	372,000	692,000
	25,000㎡以上 ~ 50,000㎡未満	446,000	814,000
	50,000㎡以上 ~	別途見積	別途見積

- ※1 工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するもの。
- ※2 工場等以外とは、上記工場等の用途以外をいう。
- ※3 建築物の増改築の場合の手数料は既存部分を含めた延べ面積を適用して算定する。ただし、 既存部分のBEIにデフォルト値を採用する場合の手数料は、増改築部分の非住宅部分の用途、 床面積により算定する。
- ※4 複数用途の混在する建築物は、各用途毎の床面積に応じた上記の表(ただし300㎡未満の場合は2000㎡未満の手数料額を採用)の手数料額を合計した額、または建築物全体の総床面積を上記の表に応じた手数料額に対して1.5を乗じた額のうち低い額とする。

(2) 【適合性判定を受けた建築物の計画変更等に係る手数料】

- ① 建築物エネルギー消費性能判定を受けた後、計画変更をする場合(軽微な変更に該当する場合を除く)の手数料は、上記の表の手数料の2分の1とする。ただし、直近の建築物エネルギー消費性能適合判定を他機関で受けた場合の手数料は上記の表の手数料と同じとする。
- ② 建築物エネルギー消費性能判定を受けた後、軽微な変更をする場合の手数料は、下記のA又はBに該当する場合は無料、またCに該当する場合は上記の表の手数料の2分の1とする。

記

- A 「省エネ性能が向上する変更」
- B 「一定範囲内で省エネ性能が低下する変更」
- C「再計算により基準適合が明らかな変更」

(3) 【確認申請と併願の場合の適合性判定手数料】

① 適合性判定に係る建築物の確認申請を併せて当センターに提出される場合は、上記の表の手数料に0.9を乗じた額とする。ただし、0.9を乗じた額の1,000円未満は切捨てる。

経過措置

計画変更に係る手数料については、当初の申請書の受理が令和6年3月31日までの物件は、従前の手数料を適用します。